

児童手当 児童育成手当 の申請を

児童手当

出生日または前住所地の転出予定日の翌日から15日以内に申請してください。

対象 中学校修了前（15歳まで）の児童を養育している方

支給月 6月、10月、2月

手当月額

- ▶ 3歳未満（3歳になる誕生日まで）…………… 1万5000円
- ▶ 3歳～小学生…………… 1万円
※第3子以降は1万5000円
- ▶ 中学生…………… 1万円
- ▶ 特例給付（所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の場合）…………… 一律5000円
※所得上限限度額以上の場合は支給されません

申請書の配布 区役所2階子育て支援課、荒川区ホームページ

申請問合せ 来所・郵送で、申請書を、〒116-8501（住所不要）子育て支援課子育て給付係 ☎内線3819

児童育成手当

令和4年中の所得が**右表**の範囲以内に該当すると思われる方は、5月31日(水)までに申請してください。認定されると、申請の翌月分から支給されます。

※現在手当を受給している方は、申請不要です

●児童育成手当（育成手当）

対象 平成17年4月2日以降生まれの児童を養育している母子・父子家庭等の方

手当月額 1万3500円（児童1人につき）

●児童育成手当（障害手当）

対象 20歳未満で、次のいずれかに該当する障がいがある児童を養育している方

- ▶ 「愛の手帳」1～3度程度
- ▶ 「身体障害者手帳」1・2級程度
- ▶ 脳性まひまたは進行性筋萎縮症

手当月額 1万5500円（児童1人につき）

扶養人数	所得制限限度額
0	360万4000円
1	398万4000円
2	436万4000円
3	474万4000円

以降、1人増すごとに38万円を加算

※所得は地方税法に規定する所得額から社会保険料相当額（8万円）のほか、医療費控除、ひとり親控除等の該当する控除額を引いた額です。所得の算出方法は、お問い合わせください

申請・問合せ 来所で、子育て支援課子育て給付係 ☎内線3816

特別支援学級等の説明会

対象

区内在住で、令和6年4月に小・中学校に入学予定の幼児・児童の保護者

申込み・問合せ

電話で、教育センター特別支援教育係 ☎内線3334

●特別支援学級等説明会の日程

※知的障がい学級は授業の様子を見学できます

学級	学校名	期日	時間
知的障がい学級	峡田小学校	5月22日(月)	午前 9時35分～11時30分
	大門小学校	5月24日(水)	午前 9時40分～10時40分
	第一中学校	6月1日(木)	午前 8時45分～11時15分
	第三中学校	6月5日(月)	午前 9時45分～午後0時35分
	第六瑞光小学校	6月6日(火)	午前 9時30分～11時25分
	汐入小学校	6月9日(金)	午前 9時40分～11時35分
	尾久八幡中学校		午前 9時50分～11時40分
	第四中学校	6月13日(火)	午前10時50分～午後0時40分
	尾久西小学校	6月19日(月)	午前 9時30分～11時25分
	難聴・言語障がい学級	第三峡田小学校	6月28日(水)
汐入東小学校		6月19日(月)	
特別支援教室	第九中学校	6月23日(金)	午後 3時～4時30分

5月23日は 難病の日

5月23日は「難病の患者に対する医療等に関する法律」が制定された日です。区では、難病の方への支援を実施しています。また、区内では、患者会が活動しています。各取り組みの詳細は、お問い合わせください。

難病の方への支援

●指定難病の医療費の助成

難病の診察や薬剤等にかかる医療費のうち、各種保険を適用した後の自己負担額の一部を助成します。現在、346疾病が対象です。

●障害者福祉サービスの利用

症状の変動等の理由で障害者手帳を取得していない方でも、一定の障がいがある場合は、障害者福祉サービスを利用できる場合があります。

患者会

区内では、CDねっと（荒川在宅難病患者会）や睦美会（荒川区パーキンソン病友の会）等の患者会が活動しています。患者会では、難病患者・家族が悩みの相談や、情報交換等を行っています。

問合せ

- ▶ CDねっと代表・高見 ☎090(4098)0113
- ▶ 睦美会事務局 ☎(3800)5916

難病相談室

期日 第3(土)午後1時30分～3時（8月を除く）

場所 荒川区医師会館（西日暮里6-5-3）

対象 神経難病の方、膠原病の方、その疑いのある方

申込み 電話で、荒川区医師会館 ☎(3893)2331

問合せ 指定があるもの以外は障害者福祉課こころの健康推進係 ☎内線2695

5月30日は 荒川区環境美化の日

「荒川区まちの環境美化条例」では、「わがまちはわが手で美しく」を基本理念に、5月30日を「荒川区環境美化の日」と定め、5月15日～6月14日を環境美化推進期間として、まちの環境美化に対する意識啓発に努めています。

環境美化推進ポスターの掲示

区営掲示板や都電荒川線、区内を走る都営バス・コミュニティバスさくら等に環境美化推進ポスター（右）を掲示します。

地域の美化活動支援

町会等の地域団体が美化活動を行う場合に、清掃用具を貸し出します。

問合せ 環境課環境推進係 ☎(3802)4694

